

〒203-0033

令和 7年 5月14日

指定管理者 JN共同事業体
(公印省略)

次のとおり、東久留米市公共施設の利用を承認します。

領收印

※施設の利用にあたっては各施設の「使用上の注意」を遵守してください。
※料金の払込は施設窓口で行ってください。有料施設においては、本書に領収印があるもの、あるいは領収書が添付されているものが有効です。